3　国際課税

(一)　外国法人等が非課税適用申告書等の提出をする際、その提出を受ける者が、当該非課税適用申告書等に記載されている一定の事項につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表された当該外国法人等の一定の事項と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人等は、その提出を受ける者に対しては、本人確認書類の提示を要しないこととし、その提出を受ける者は、本人確認書類による一定の事項の確認を要しないこととした。（第三条～第三条の二の二、第二六条の二〇、第二六条の三〇、第二七条及び第二七条の二関係）

(二)　対象純支払利子等に係る課税の特例について、対象外支払利子等の額の計算方法の細目を定めることとした。（第三九条の一三の二及び第三九条の一三の二関係）

(三)　内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（第二五条の二九、第三九条の一七の三、第三九条の一八、第三九条の二〇の四、第三九条の二〇の七、第三九条の一一七の二、第三九条の一一八、第三九条の一二〇の四及び第三九条の一二〇の七関係）

(1)　部分対象外国関係会社に係る部分合算課税の対象となる受取利子等の額から一定の棚卸資産の販売の対価の支払の猶予により生ずる利子の額を除外する。

(2)　特定目的会社等である内国法人が納付した外国法人税の額とみなされる金額の計算方法の細目等を定める。

(3)　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について、特例適用農地等の範囲に地区計画農地保全条例による制限を受ける一定の地区計画の区域内にある農地を加えることに伴う所要の整備を行うこととした。（第四〇条の六及び第四〇条の七関係）

5　消費課税

(一)　法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける場合における消費税の免除に係る書類の保存期間について所要の整備を行うこととした。（第四五条の四及び第四六条関係）

(二)　ビールに係る酒税の税率の特例について、ビールの製造免許を受けていない者が事業譲渡によりビールの製造業を承継した場合については、当該事業譲渡に係る譲渡者が初めてビールの製造免許を受けた日にビールの製造免許を受けたものとみなして、本特例を適用することとした。（第四六条の八関係）

(三)　バイオエタノール等揮発油税等の課税標準の特例について、その対象となるバイオエタノール等の範囲にカーボンリサイクル技術を用いて製造されたエタノール等を加えることに伴う所要の整備を行うこととした。（第四六条の一二、第四六条の一三及び第四六条の一六関係）

6　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（財務省）

1　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の条項移動に伴う規定の整理を行うこととした。（第三三条の二関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（財務省）

1　次に掲げる特例措置の適用期限を二年延長することとした。

(一)　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

(二)　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（財務省）

1　非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（第六条の二～第六条の一三関係）

(一)　届出書の提出をする者が特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号（以下「名称等」という。）につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表された当該提出をする者の名称等と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、本人確認書類の提示を要しないこととし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、本人確認書類による当該提出をする者の名称等の確認を要しないこととする。

(二)　既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約の範囲に、報告金融機関等との間に一定の支配関係がある法人との間で締結している他の特定取引に係る契約等を加える。

(三)　特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合の報告金融機関等による当該特定対象者の生年月日等の情報の取得について、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当する場合に限定する。

(四)　特定取引を行ったとみられる者の実質判定について、その対象となる実質的に特定取引を行った者の範囲を定める。

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（財務省）

1　預金等の口座等に係る本人確認の方法について、金融機関の営業所等の長が、預貯金口座の開設等がされる法人の名称、住所及び法人番号と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により公表された当該法人の名称、住所及び法人番号とを照合する方法を加えることとした。（第二条及び第三条の三関係）

2　国外送金等をする者の告知制度等について、次の見直しを行うこととした。（第五条、第六条、第九条の三及び第九条の四関係）

(一)　国外送金等をする法人が告知書の提出をする場合において、金融機関の営業所等の長が、当該法人の法人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該法人は、当該告知書への法人番号の記載を要しないこととする。

(二)　国外送金等をする法人が告知書の提出をする際、その提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、番号利用法の規定により公表された当該法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、当該法人は、当該金融機関の営業所等の長に対しては、確認書類の提示を要しないこととする。

3　国外財産及び財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算方法等の見直しを行うこととした。（第一一条～第一二条の三関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。